



SHOFUKAN - JAPANESE CULTURAL CENTRE
Charloisse kerksingel 32¹⁴
3082 DB Rotterdam
The Netherlands

shofukan.nl
06-11300388
info@shofukan.nl

オランダ国務院が『松風館』訴訟で労働局の 訴えを棄却。

日本人に対しオランダ滞在とオランダ労働市場が規制なく開放されることに。

「およそ3年間に及ぶ法廷での葛藤の末の今回の勝訴は、わたしたちの文化センターの勝利のみを意味するだけではなく、司法上の観点からは、オランダに住む全ての日本人にとり、たいへんな重要な意味を持ちます。」と日本文化センター松風館の館長ヨリス・ファン・ニスペン氏は語る。あらゆる見通しからも、今、日本人はEU市民と既に同等とされているスイス人と同等の扱いとなり、犯罪と無縁である事と生活資金の確保を計らう事以外の規制を全く受けることなく、オランダでの滞在が許可され、働き、生活することが許されるのである。この前代未聞の結果は、2012年、同文化会館の日本式茶室と庭園の建設事業のために四国からの招聘された宮大工一行の労働許可取得問題をめぐり、6万ユーロの罰金が課されたことに所以する。松風館は、彼ら宮大工の労働許可は必要ないと主張し続け、最終的にオランダの最高司法機関である国務院は罰金を無効とすることに同意したのであるが、この2014年12月24日になされた判決は、より根本的な結果を立証することとなったのである。

松風館側に立ったの弁護士ジュリアン・ルスキュア氏は、今回の結果をこう説明する。「オランダが日本との特権的な交易権を得た17世紀から、オランダと日本はその歴史を共有しています。このことは、日本人への処遇をオランダで最も優遇されている最恵国の外国人と同等にしなくてはならないという、殆ど忘れ去られていた1912年に締結された日蘭間の通商条約として発展しました。国務院は既に2013年、1875年に締結されたオランダ・スイス友好通商条約を基に、移民

局は日本人からの滞在許可申請をスイス人におこなう場合と同じ事例として見直すべきであると見なしています。従って、オランダとスイスとの条約がスイス人に対し、自由かつ殆ど無制限のオランダ領域への往来、同様に貿易・労働市場へのアクセスを提供するならば、日本人にも同じ権利が与えられなければならないのです。現在、国務院は**2013**年の見解を確固としながら繰り返し、オランダ外国人労働法の下での評決を拡大させています。法の専門的見地からは、全ての日本人は他の**EU**市民と同様の条件でオランダで暮らし働く機会を獲得すべきです。」



ルスキュア氏は、しかしながら、このような日本人に対する処遇がすぐに現実となる見通しについては慎重である。「オランダ移民局は、この展開を歓迎してはいないでしょう。私は、日本人移民の皆さんが、この先もいくつかの官僚政治的な必要条件を満たす必要があることを懸念しています。」 さらに、条約は永久に続くものではないと、弁護士は警告もする。「国家間の条約も、あらゆる側面において、他の契約と同じです。一方の国の**12**ヶ月の事前勧告により、日本との条約を無効にすることは可能です。しかしながら、この決定はオランダ国会で事前に承認されなければなりません。今のところ、このユニークな日蘭の交流関係を、その**400**年の後に、このような粗野な方法で終わらせるような政治家など、

私には思いつきもしませんが。」 館長のファン・ニスペン氏は、「政治が何をもたらすことになっても、このロッテルダムに建つ茶室『洗心庵』は、確実に——たとえ意図しなくとも——長い日蘭の歴史共有の象徴として、一層誇り高く存在することになるでしょう。いつまでも。」と言葉を締めくくる。